



写真削除



写真削除

口絵二 方便法身尊形裏書

口絵一 方便法身尊形



写真削除



写真削除

口絵四 方便法身尊号裏書

口絵三 方便法身尊号



口絵六 本宗寺蔵蓮如・如光連坐像裏書



口絵五 本宗寺蔵蓮如・如光連坐像



口絵八 上宮寺蔵蓮如・如光連坐像裏書



口絵七 上宮寺蔵蓮如・如光連坐像

戦国期真宗寺院の本尊——本願寺実如裏書の尊形と尊号——

小山正文

緒言

真宗再興、本願寺中興の偉業をなしたげた蓮如（一四一五—九九）の跡を継ぎ、本願寺第九代住持職となったのは、蓮如五男の実如（一四五八—一五二五）であった。実如は父蓮如の路線を踏襲して名号本尊、絵像本尊、影像、絵伝、御文などを各地の門末寺院・門徒へさかんに下付し、教義面からも組織面からも経済面からも、本末関係をより強固なものとし、戦国期における巨大化した本願寺教団をよくコントロールした^①ことで知られる。

その実如の活躍の軌跡を具体的に示す史料こそが、全国各地でみられる実如の署名花押を裏書や奥書にもつ無数の真宗法宝物にほかならない。実如によるそれらの法宝物の総点数は、現在でもなおわかっていないが、

真宗系の龍谷・大谷・同朋大学研究機関による調査、都道府県市町村史、親鸞・蓮如御遠忌記念図録、各寺院史図書等々に照し勘案すると、東西本願寺系真宗寺院の一角に相当する二〇〇〇点ぐらいは、優に残っているのではないかと推測される^②。したがって学界未知の実如史料は、今後も続々と発見されるにちがいない^③。ここに紹介しようとする延徳三年（一四九二）の方便法身尊形、明応八年（一四九九）の奉修復方便法身尊号もそれぞれそのひとつにほかならない。

方便法身尊形

ここでまず前者の方便法身尊形からみていくこととしよう（口絵一・二）。これは室町時代における典型的な真宗本願寺系の阿弥陀如来絵像

本尊である。^④材質は絹本着色で、中央に右手上、左手下のいわゆる上品下生印を結び、蓮華座上に正面向きで立つ金色の阿弥陀如来像を安ず。像頭部の螺髪はかなり大粒であるが、肉髻の高さは低い。その中心にある赤き肉髻珠も大きくて立派であり、同色であらわされる慎しき口許は、ことのほか印象的である。これらに対し肝心の面部は、少し剥落が進んでいるせいもあって、目鼻立ちが鮮明ではなく惜しい。しかし、ルーペで見ると、額には白毫のあることがわかり、眉、目、鼻、唇、耳の線もしっかりと描かれていて、仏の理想美が十分具現化されているのを確認できる。通肩の衲衣には、袈裟田相部に卍繋ぎの緻密な截金文様が認められるのも、作年代を知る手懸かりとなる点で見落としてはならない。仏頭後部には横画面の半分を占める光輪があって『仏説無量寿経』上巻で説かれる阿弥陀如来の四十八願になぞらえた四十八本の光明を放つが、その発光点は白毫にあることも留意したい。そして像本体上下の光明が、それぞれV型で放射されているのも、実如期の絵像本尊の特色をよく示すものといえよう。ここで本尊形の法量を示しておけば次のようになる。画絹の大きさより判断して、これは真宗本願寺の絵所絵表で定めている一貫代大品と呼ばれる種別に属するが、^⑤同じ一貫代大品でも十六世紀に入ってからの多くのそれらと較べ、仏身全体が大きく安定感がある。

画絹	九九・一×三九・四	使用料絹の縦横
総高	六一・一	光輪上端より蓮台下端まで
仏身高	四五・三	阿弥陀如来像の頭頂より爪先まで
光輪径	二〇・六	
面長	六・〇	髪際から下顎まで
面幅	五・二	両耳付根まで
耳長	三・四	
耳幅	〇・八	
肩幅	一五・五	仏身の最大幅
裾幅	一八・一	裾の最大幅
蓮台	一一・四	下端より最奥まで
蓮台幅	二一・五	

(単位はセンチメートル)

延徳三年裏書

この方便法身尊形には、次掲のごときかつての裏書が別に保存されている。これより本尊形が、いつ誰がどこの寺院へ下付し、その時の願主は誰であったのかを明確にする。もっとも裏書の文字は、経年による剝離のために一部判読不能の箇所もあるが、さいわい江戸時代中期頃とみられる裏書の写しも一緒に残っているので、読解には不都合をきたさな

い。

大谷本願寺釈園如（花押）

延徳三年^{辛酉}三月廿八日

越中国^{越前}越前郡般置野庄

方便法身尊形

西保永森常念寺

願主釈慶善

洪染紙^{しほぞめ}本墨書^{ほんぼくしょ}の本裏書き寸法は、縦五一・九×横二四・〇センチを測るが、筆に墨を多目^{おほめ}に含ませて書いたそのぼつてりとした文字は、「大谷本願寺釈実如（花押）」の署判とあいまち、年月日通りの延徳三年（一四九一）三月二十八日、時に三十四歳の実如が執筆したものとみてよからう。実如の父蓮如は、これよりさき延徳元年（一四八九）八月二十八日に隠居を表明している^⑥ので、本願寺は実質上第九代実如の時代に入っていた。それが証拠に実如下付の方便法身尊形（尊像とも）は、蓮如隠居の翌九月五日付を嚆矢として、以下陸続と門末へ下授されていくが、一方で蓮如も死の前年の明応七年（一四九八）に至るまで、断続的に方便法身尊像の裏書を行っている^⑧ので、蓮如は隠居後も下付権を保持していたことがわかる。

ところで、本裏書の筆蹟であるが、本願寺住持職の初期に当たる延徳

年間（一四八九―一九三）に、実如が諸国へ下授した現存する十余点の方便法身尊像におけるそれらと比較してみても、これが当該年の実如の下付物であることは疑念の余地がないも、ただこの点につき吉田一彦氏は、延徳二年三月十一日付の福井・妙応寺蔵本、同年六月二十四日付の滋賀・西雲寺蔵本、同年四月二十八日付の愛知・龍讚寺蔵本、同年六月十三日付の奈良・恩高寺蔵本、同年□月二十八日付の石川・法融寺蔵本、同年二月二十日付の和歌山・念誓寺蔵本の各実如裏書方便法身尊像は、実如みずから筆を執ったものではなく右筆すなわち代筆ではないかという重要な指摘も行っている^⑨。ここに紹介の当本の裏書をそうした観点から見直してみると、その筆致は実如初期の延徳年間のものによく通ずるところがあるから、これもやはり右筆ということになるうか。しかしながら自筆か右筆かは、見る人によって見解が異なる場合もあるうし、同一人物でも年齢により筆蹟は変化するから、なかなかその鑑別は難しい。今後の課題としたい。

越中国常念寺

さて、三行目の宛所記載より、本尊形が越中国砺波郡般若野庄西保永森（富山県砺波市）の常念寺へ下付されたもので、願主の法名が慶善であったと判明する。加賀藩が貞享二年（一六八五）に藩内の全寺社より提出させた『貞享二年寺社由緒書上』によれば、常念寺は文明十六年

(一四八四) 誓玄の開基とあるから慶善は二代目あたりであろう。本願寺第十代証如(一五二六―一五五四)の『天文日記』天文二十年(一五五二)正月十七日条に「就当番之儀越中坊主永森誓賢報恩寺下樽持第一」とみえていて、報恩寺下の越中坊主永森の誓賢すなわち常念寺の誓賢が、大坂石山本願寺へ当番衆の一員として酒樽を持参し上山している事実が注意を引く。開創より三代七十年足らずで常念寺は、本山の番衆を許されるまでに成長発展していたことを知るべきであろう。

『天文日記』の右の記事において注目されるのは、永森の常念寺が報恩寺の下寺であったと明記している点である。いうまでもなく報恩寺は、親鸞門下の下野国高田の真仏(一二〇九―一五八)と並び称せられる下総国横曾根(根は称とも)の性信(一一八七―一二七五)を開基とする真宗きつての名刹にほかならない。ところがいま問題にしている延徳三年の尊形裏書には、常念寺が報恩寺門徒であった旨の記載がみえない。これはあるいは証如期になってから報恩寺下になったということかも知れないが、実如期のその他の報恩寺門徒宛諸裏書に照らしても、この事実を記さないのはやはり不審である。そこで改めて裏書を熟視しなおしたところ、四行目の「西保永森常念寺」と五行目の「願主釈慶善」との間の上部に縦一三・四×横二・二センチほどの文字一行分を切除したかのような跡のあることが認められた。しかし数ある実如の裏書で、この位置に上寺の地名や寺名を書く事例は、まったくといってよいほど見当たらないが、同じ延徳三年実如下付の西尾市・龍讚寺藏方便法身尊形の裏書

は「野寺本證寺門徒」の次行に「願主釈浄了」とあるから、この場合も四行目と五行目の間のやや上方に「横曾根報恩寺門徒」とでも記されていた可能性なきにしもあらずといえないだろうか。

それではなぜ常念寺では、報恩寺門徒であるというきわめて重要な事実を後世において抹消したのかといえば、その理由は二つ考えられる。

一つは本末関係において一般的な傾向であるが、中世以来いわゆる大坊主寺院の介在を忌避し、本山本願寺の直末たらんと志向したこと¹²⁾。二つはそれと関連する事柄だが、本願寺東西分派の際、報恩寺が東派に属したのを機に、常念寺は西派へ移り、報恩寺との関係を断絶することができ抹消したものとおもわれることである。

常念寺はその後元和二年(一六一六)に親鸞影像、承応二年(一六五三)に木仏御免、明暦元年(一六五五)に蓮如影像、万治二年(一六五九)に太子・七祖影像の五尊すべてを受け、近世真宗寺院としての態勢を整えるとともに、元和五年(一六一九)には故地の永森から高岡の古定塚町へ移転し、その後さらに同じ高岡の大手町に寺基を移して現在に至っている¹³⁾。もっとも蓮如影像の裏書には、

釈良如(花押)

明暦元暮十二月十七日

蓮如上人真影

越中国都波郡般若野庄

西保永森常念寺常住物也

願主釈教了

寄進元正

とあって、明暦元年の時点でなおその寺地の所在地が、延徳三年の尊形に同じであるから、高岡への移転はこれ以降のこととみるのがよいのかも知れない。ちなみに常念寺からは、慶応四年（一八六八）四月勸学職についた智雄（一七九二—一八七二）が出ていることを付記しておく。¹⁵

横曾根報恩寺門徒

ここで常念寺などが本末関係を結んでいた下総国相馬郡横曾根（茨城県常総市豊岡町）の真宗古刹報恩寺の門末寺院に関してすこしふれておく。

報恩寺の成立と変遷については、すでに今井雅晴氏の詳細な研究があり、同寺末寺のことも言及済みである。¹⁶ それによると坂東市・阿弥陀寺藏『阿弥陀寺年代記』（仮称）に、「寛永拾八辛巳年秋 宣了法印末寺廻二御発足也」という報恩寺第十四代宣了が、寛永十八年（一六四一）に末寺巡回を行なった記録も残っているほどであるから、同寺には相当数の末寺があったものと思われる。しかし残念ながらそれらを具体的に書記した『末寺帳』が同寺には存在しないので、その実態把握はなかなか難しい。以下に一覧表で提示した寺院は、中世近世において報恩寺と本末関係もしくは法類の間柄にあったらしいことが推測できる寺院で、その範囲は東海道の下総・常陸・武蔵・尾張・伊勢、東山道の上野・美濃、北陸道の越中・越後にまで及んでいるのがわかる。¹⁷ これは今後さらに増加する可能性が高いとみられるので、諸彦の垂示を切念したい。

報恩寺本末法類関係寺社一覧（真・大Ⅱ真宗大谷派、真・元大Ⅱ真宗元大谷派、真・本Ⅱ浄土真宗本願寺派を示す）

番号	寺社名	宗派	旧国	都県	市郡区	町字	備考
1	報恩寺	真・大	下総	茨城県	常総市	豊岡町	横曾根報恩寺門徒の本拠寺院。東本願寺藏親鸞筆国宝坂東本教行信証、西本願寺藏同筆重文浄土三経往生文類は、かつて当寺の所蔵本であった。室町時代の開基性信、一代理智尼像あり。「天文日記」天文十五年（一五四六）正月二十二日条、同年二月二日条、同十八年（一五四九）八月二十日条にみえる。
2	長龍寺	真・大	下総	茨城県	常総市	豊岡町	報恩寺山内寺中。廃寺。伝親鸞筆阿弥陀如来絵像がかつてあった。
3	一乗寺	真・大	下総	茨城県	常総市	豊岡町	報恩寺山内寺院か。廃寺。

24	光円坊	真・大	尾張	愛知県	江南市	古知野塔塚	報光寺末。
23	塔塚道場	真・大	尾張	愛知県	江南市	古知野塔塚	報光寺末。
22	松竹道場	真・大	尾張	愛知県	江南市	松竹町	報光寺末。廢寺。
21	泉徳寺	真・大	尾張	愛知県	江南市	古知野町広見	報光寺末。
20	浄正坊	真・大	尾張	愛知県	江南市	古知野町	報光寺末。廢寺。
19	報光寺	真・大	尾張	愛知県	江南市	古知野町本郷	明応年間の実如裏書方便法身尊像、教如裏書方便法身尊像、慶長八年(一六〇三)教如裏書親鸞像天文年間(一五二五〜五四)証如寿像、三月廿一日付教如大坂抱様消息あり。
18	皆随寺	真・大	尾張	愛知県	津島市	百町	報恩寺の分寺で性充開基、伝親鸞筆六字名号、親鸞木像あり。
17	蓮光寺	真・大	尾張	愛知県	津島市	白浜町	同寺旧蔵と思われる明応六年(一四九七)横曾根報恩寺門徒尾州海東郡穂保白浜の実如裏書をもつ方便法身尊像が、岐阜市願誓寺(真・本)に蔵されている。
16	報恩寺	真・大	武蔵	東京都	台東区	東上野	江戸における報恩寺の分寺で、大正十二年(一九二三)の関東大震災まで親鸞筆坂東本教行信証を蔵す。 天正後期十月十三日付顕如光佐の書状あり。御文古写本、室町時代の親鸞絵巻・絵伝あり。
15	円福寺	天台	常陸	茨城県	東茨城郡	茨城町	徳治二年(一二三〇七)性信の弟子性雲五十一歳が報恩寺二代性智尼のために作った阿弥陀三尊像あり。
14	阿弥陀寺	真・大	下総	茨城県	坂東市	長須	阿弥陀寺年代記(仮称)が伝わる。
13	永泉寺	真・大	下総	茨城県	守谷市	松並	南北朝時代作といわれる聖徳太子十二歳像あり。
12	円鏡寺	真・大	下総	茨城県	猿島郡	境町	伝親鸞筆六字名号あり。
11	大生郷天満宮		下総	茨城県	常総市	大生郷町	報恩寺と同宮の間で鯉と鏡餅を交換し合う儀式が行われる。
10	無量寺	真言	下総	茨城県	常総市	菅生	正安三年(一一三〇一)祐弁作の聖徳太子像を安置する。横曾根門徒のものであろう。
9	竜宮寺		下総	茨城県	常総市	蔵持	大高山に置かれた性信発願の寺院という。廢寺。
8	願牛寺	真・本	下総	茨城県	常総市	蔵持	大高山にある寺で、鎌倉時代の阿弥陀三尊画像、室町時代の方便法身尊像を伝える。
7	東弘寺	真・大	下総	茨城県	常総市	大房	はじめ大高山にあった性信系の寺で善性を開基とする。 室町時代作聖徳太子六臣連坐像、元亨元年(一一三二一)作薬師如来坐像あり。
6	等正寺	真・大	下総	茨城県	常総市	豊岡町	報恩寺山内寺院か。廢寺。
5	正法寺	真・大	下総	茨城県	常総市	豊岡町	報恩寺山内寺院か。廢寺。
4	光円寺	真・大	下総	茨城県	常総市	豊岡町	報恩寺山内寺院か。廢寺。

▽古知野塔塚の光円寺がこれに当るか。

25	西光坊	真・大	尾張	愛知県	一宮市	高田字郷廻り	報光寺末。宝光寺のことか。
26	法正坊	真・大	尾張	愛知県	一宮市	西大海道	報光寺末。廃寺。
27	來徳寺	真・大	尾張	愛知県	一宮市	浅井町河田	報光寺末。明応五年（一四九六）実如裏書方便法身尊像がかつてあった。
28	覚正坊	真・大	尾張	愛知県	一宮市	瀬部（辺）	報光寺末。廃寺。
29	常念寺	真・本	尾張	愛知県	小牧市	舟津	報光寺末。親鸞真向大型像あり。
30	長明寺	真・本	伊勢	三重県	四日市市	蒔田	文明十七年（一四八五）蓮如裏書の方便法身尊像があつたが戦災で焼失。
31	三光寺	真・本	伊勢	三重県	四日市市	西富田	永正十八年（一五二一）実如裏書の方便法身尊像、伝親鸞筆六字・九字・十字名号、慶長十一年（一六〇六）の御印書があつたが戦後火事で焼失。旧号長福寺。
32	安乗寺	真・大	伊勢	三重県	四日市市	北山町	永正年間（一五〇四〜二一）の実如裏書方便法身尊像、蓮如筆六字名号がある。
33	遍崇寺	真・大	伊勢	三重県	員弁郡	東員町大字中上	明応年間（一四九二〜九九）の蓮如裏書方便法身尊像がある。
34	宝福寺	真言	上野	群馬県	邑楽郡	板倉町	鎌倉時代末期作の性信像あり。境内に太子堂。
35	法善寺	真・大	美濃	岐阜県	羽島郡	岐南町	報光寺末。
36	長光寺	真・大	美濃	岐阜県	揖斐郡	揖斐川町	報光寺末。
37	勝福寺	真・大	越中	富山県	魚津市	経田中町	慶長年間の教如裏書方便法身尊像あり。
38	専念寺	真・元大	越中	富山県	黒部市	生地	慶長年間の教如裏書方便法身尊像あり。
39	徳蓮寺	真・大	越中	富山県	富山市	町袋	教如裏書の五百代方便法身尊像に報恩寺門徒とあつた由。
40	報恩寺	真・本	越中	富山県	高岡市	戸出町	天文十一年（一五四二）証如裏書親鸞像、実如筆六字名号、金泥九字名号等あり。
41	超願寺	真・大	越中	富山県	高岡市	末広町	明応三年（一四九四）実如裏書の蓮如像あり。『天文日記』天文十五年（一五四六）七月二十一日条にみえる。
42	専称寺	真・元大	越中	富山県	高岡市	中川原町	永正十二年（一五一五）実如御免木仏あり。慶長二年（一五九七）教如裏書の顕如像、同六年（一六〇一）教如寿像、慶長十八年（一六一三）教如裏書の蓮如像、伝教如十字名号あり。
43	常念寺	真・本	越中	富山県	高岡市	大手町	延徳三年（一四九一）の実如裏書方便法身尊像がある。『天文日記』天文二十年（一五五二）正月十七日条にみえる。
44	西法寺	真・本	越中	富山県	氷見市	加納	永正二年（一五〇五）実如裏書の方便法身尊像、慶長十七年（一六一二）の准如裏書親鸞像あり。
45	西念寺	真・大	越中	富山県	氷見市	赤毛	慶長年中六月廿七日付教如消息あり。
46	養安寺	真・大	越中	富山県	氷見市	赤毛	西念寺と共に報恩寺下。
47	常敬寺	真・大	越後	新潟県	上越市	寺町	天正四年（一五七六）九月付了照宛「聖人御木像、分而自報恩寺、可取之候。先凶無之御影、免之置候事」の顕如掟書あり。下間理乗（頼照）（天正三年（一五七五）没）の報恩寺云々の奉書あり。

方便法身尊号

次に紹介するのは、同じく実如の裏書を有する「南无不可思議光如来」の通常九字名号と呼ばれる真宗独特の本尊である（口絵三・四）。周知のように文字であらわす本尊には、真宗の場合このほかにも六字の「南无阿弥陀仏」、十字の「帰命尽十方无碍光如来」があり広く流布しているが、これらの名号をもって本尊としたのは、いうまでもなく宗祖の親鸞（一一七三—一二六二）で、げんに親鸞自筆の各種名号が三重・専修寺、京都・西本願寺、愛知・妙源寺などに伝蔵されていて有名である¹⁸。

本九字名号は絹本着色紺地で、縦一四五・八×横三九・八センチを計測するから、その大きさは専修寺蔵の建長七年（一二五五）親鸞八十三歳筆になる絹本着色黄地十字名号（縦一四三・〇×横四〇・二センチ）とほぼ同じの大型名号である¹⁹。中央に大書される丸みを帯びた九字の尊号は、はじめに字の輪郭をいわゆる籠文字で写し、しかるのちその中を金泥で埋めていく手法、すなわち双鉤填墨^{そうつてんぼく}（ここでは墨ではなく金泥）というやり方であらわされている。ただし今みる金泥は、その鮮やかさより判断して、後世修理の際の塗り直しであろう。名号の書体は愛知・妙源寺蔵三幅本光明本尊の中幅に同じで、この妙源寺本光明本尊讚銘は、師に先立ち正嘉二年（一二五八）三月八日齡五十歳にて入滅した親鸞の高弟真仏の筆になるとするのが現在の定説であるから、中尊の名号も親鸞の指導を受けて、その書体などはなされているものとみて不都合な

ろう。名号は即阿弥陀如来であるから、如来の仏身より光明が放たれているのと同様に、名号からも四十八願の光明が四十八放射射されるが、その光明は鎌倉時代の専修寺蔵紺地十字名号や妙源寺蔵光明本尊中幅のような波状ではなく直線で、天地の光明は名号の上下を、また左右のそれは「光」の字を平行に走る型で構成されている。蓮如裏書のこの種名号では、天地の光明が本尊号のごとく上下へ出るのが圧倒的に多いのに対し、実如裏書のそれでは天地ともV字型とするのが大きな違いである。また左右に出る平行光明が、本名号のように七字目の「光」から発せられている例はほかにない。これらの現象は、つまるところこの名号が蓮如や実如と少し距離を置いた地点でなされたことを意味しているのかも知れず、この辺についてはのちほどあらためて触れるであろう。なお、当名号の蓮台には、蓮如が長祿二年（一四五八）より寛正五年（一四六四）の間に近江を中心として大和、河内、尾張などの門徒へ下げた金泥十字名号のそれらに近い安定感ある描写が認められ、明らかに実如期のものより古様式を示している点で、留意しておかなければならない。

九字名号の上下には、色別けした下絵付きの三枚の色紙型を置き、それに『仏説無量寿経』、婆藪般豆菩薩（天親、世親菩薩とも）造の『無量寿経優婆提舍願生偈』（『浄土論』『往生論』『無量寿経論』とも）の文を讚銘として次のように墨書する。このうち上段はすべて『仏説無量寿経』の文で、その右は同経上巻の第十八願文、中は同下巻の往覲偈^{ちうしんげ}（東方偈^{とうほうげ}とも）破地獄文、左も同じく下巻の五悪段文となっている。対

讚銘文

大无量寿経言
設我得仏十方衆生至心信樂
欲生我國乃至十念若不生者
不取正覺唯除五逆誹謗正法

上段右

又言
其仏本願力
皆悉到彼國
又言
聞名欲往生
自到不退転

上段中

必得超絶去
横截五惡趣
昇道无躰極
其國不逆違
往生安養國
惡趣自然閉
易往而无入
自然之所牽

上段左

波敷般豆菩薩論曰
世尊我一心 歸命尽十方
无导光如来 願生安樂國
我依修多羅 真実功德相

下段右

説願偈総持
觀彼世界相
究竟如虚空
又曰
与仏教相応
勝過三界道
広大无边際

下段中

觀仏本願力
能令速満足
愚禿親鸞敬信尊号
遇无空過者
功德大宝海

下段左

する下段は、十六句とも天親の論偈文で、これらの上下文は親鸞の『教行信証』や『尊号真像銘文』にも引かれる浄土教の要文にほかならない。¹¹⁾
この名号の末尾には「愚禿親鸞敬信尊号」とあって、これの原本があたかも親鸞自筆本であったかのごとき感を与えている。¹²⁾けれども七点ほど遺存する親鸞自筆の名号本尊には、「南无不可思議光如来」を中央に安じ、右にみた上下の讚をもつものはない。もっとも九字ではなく十字のそれであれば、本名号の寸法のところで記した三重・専修寺蔵の建長七年（一二五五）親鸞八十三歳筆絹本着色黄地十字名号、おなじく専修寺蔵のこれと相前後するころの親鸞筆絹本着色紺地金泥十字名号（縦一八〇・〇×横四〇・二センチ）の讚銘文が全同するし、九字名号も親鸞世在中のものが愛知・妙源寺蔵光明本尊の中幅にみられることすでに触れた通りである。また妙源寺蔵光明本尊の中幅上段銘文、向って左幅下段銘文は、本九字名号の上下讚銘文に同じであるから、本名号の原本に当たる親鸞筆の九字名号が存在したとしても不思議ではないかも知れない。ちなみに専修寺蔵の二本と同内容の十字名号は、覚如（一二七〇—一三五一）、蓮如（一四一五—九九）、実如（一四五八—一五二五）の筆になるものにもみられるが、本名号と同じ讚銘文をもつかれら筆の九字名号はないので、ことによるとこれは非本願寺系のものであった可能性が高いともいえよう。それではこの名号はいつごろの作になり、いかなる系統に属する本尊なのかを項をあらためて考察していきたい。

奉修復実如裏書

本名号の作年代や系統、ひいてはこれがどのような性格をもつ本尊であったかという重要問題について、有力な手懸かりを与えてくれるのが、本願寺九代実如の筆になる縦六二・四×横二七・三センチを計測する次のような裏書である（口絵四）。

積実如（花押）

明応八年^起五月十八日

祐慶門徒吉野郷川頼庄飯貝

伊勢国飯野郡

奉修復方便法身尊号

中万 郷射和

願主積了春

すなわちこの裏書より、本名号が明応八年（一四九九）に修復を受けたことが確認できるので、これ以前に作られたものであることは動かない。この修復銘は本願寺実如によって書かれているので、いったいどこをどのように修復したのかが問題となるわけだが、蓮如・実如期の方便法身尊形、尊像、尊号には往々にしてこの種の修復銘を裏書にもつものがあるから、それらを参考にしてこの名号の場合を考えてみよう。

これまでの研究によって、裏書に本願寺宗主の筆で「奉修復」とあれば、それは単なる修理の意ではなく、他流の本尊であったものに手を加えて、本願寺流に合ったそれとすることを意味するものとみられるようになってきている。もちろん全部が全部そうではない面もあるが、今の視点にたつてあらため本尊号を見直しみると、九字の書体がすでに指摘したごとく妙源寺と同様高田門徒の真仏一専信坊専海一円善の流れをくむ三河門徒系のものであった可能性が高いといえそうである。一方この名号の上下讚銘文は、十字名号によくみられる内容で、かつそれが書かれている色紙型が、転用品のように鑑察される点も留意しておく必要がある²⁵。その他紺地金泥九字名号には、光明をみない遺品が少なからず見受けられることどもなどを考慮すると、この名号は元来高田系三河門徒の本尊であったが、これを安置する門徒リーダーが、本願寺門徒へ転じた際、上記の諸点を本願寺流にあらため、それを実如に認証してもらったものと受け取ることができよう。となれば、その安置者はだれであったのか、次の問題として浮上する。実はそれを解く鍵も、これまでの実如の裏書に示されているのである。それは「伊勢国飯野郡中万郷射和」なる宛所にほかならない。この地は三重県松阪市射和町に今もその名を残す所で、そこにはげんに真宗大谷派本宗寺が存在する。しかし現在の本宗寺は後掲の『大谷一流諸家分脈系譜略』巻第五や『大谷嫡流実記』²⁶の記事などからもわかる通り、もとは真楽寺と称する三河国土呂本宗寺の末寺であったが、永祿七年（一五六四）の三河一向一揆で本宗寺

が滅亡した際、同寺住職証専（一五四〇―七七三）が、当時兼帯していた播磨国英賀本徳寺に属せしめるようにした。その後東本願寺第十三代東泰院宣如（一六〇四―一五八）の時、本徳寺教珍寿継（一六五七）の息男寒松院宣通從意（一六二〇―一九七）が、寛永二年（一六二五）〔同十二年（一六三五）とも〕に宣如より真楽寺を賜り入寺、後年、『大谷一流諸家分脈系譜略』の増補者で、初代宣通より数え九代目に当る真詮超弘の宝暦六年（一七五六）三月六日に本宗寺と改号したのが、今の本宗寺にほかならない。

寛永十二
准匠家 真楽寺譜 勢州射和 改号本宗寺

本徳寺寿継真弟 信証院法印昇孫

真楽寺寒松院法橋権少僧都宣通童名犬千代 宮内郷

蓮七 東泰院僧正之時以真楽寺賜之從意而為本宗寺之後雖然

○從意 有故尚称真楽寺寛永二年入寺 六才

同十一月廿六日得度十五即内陣同十二月九日素絹十六

助音巡讚本考年序
本考四十七寛文六年退隱

延宝七年真弟瑛昭奉仕本廟孫晴昭幼稚依之時間再住

元禄十九月廿六日卒七十八。家記曰以寿継現住院号之例從意瑛

昭晴昭三世

皆現住中賜院号云々

母信浄院僧正女根を子法名教妙賜肖像在本徳当寺両坊

戦国期真宗寺院の本尊

（中略）

当寺者元土呂本宗寺之末寺而飛檐地也本宗寺退轉

後屬本徳寺寛永十二年賜寺干從意而為本宗寺之後

然トモ寺号尚依旧故瑛昭得度之式末レ全寺亦不レ免輪番之

役海昭助音后経二十四年而至巡讚世皆以為尋常之

巡讚家也宝暦中改院号復院家

〔大谷一流諸家分脈系譜略〕卷第五

（本書） 真楽寺ハ元三州土呂本宗寺ノ末寺也 永禄七年三州門徒一揆ノ時

本宗寺滅亡ニヨリテ播州本徳寺ニ属ス 寛永十二年本徳寺教珍寿継

ノ男真楽寺ニ入院 号寒松院宣通從意ト 比時本宗寺跡御取立併未

及改号ニ 宝暦六年三月六日旧号本宗寺ト賜ル 真詮超弘ノ世代ナリ

〔大谷嫡流実記〕

このようにみえてくると、実如の裏書をもつ本九字名号の宛所である射和は、寺名の記載こそみられないものの三河国土呂本宗寺門徒伊勢国射和真楽寺、すなわち現在の本宗寺の前身寺院へ下付された名号であったと考えることもできよう。しかしながらその場合、本名号はすでにみたごとく実如以前の作で、それを本願寺流に修復して下授しているのであるから、厳密に言えば元来これがどこの安置物であったのかはわからないわけである。ひとつの想定として真楽寺の本坊本宗寺をあげるのも常

識のかも知れない。けれども本宗寺は文明七年（一四七五）ころの出発当初から、蓮如―実如―実円―実勝―証専の直系にある純然たる本願寺一家衆寺院であったから、それ以前のやや異流のかかる本尊を用いたとは考えにくいであろう。

別本如光弟子帳

ところで、三河国佐々木上宮寺に文明十六年（一四八四）の『如光弟子帳』、同寺第三十六代尊祐（一五五七―一六〇四?）の名がみえる天正十九年（一五九一）の『末寺帳』、同三十七代教祐（一五八六―一六六三?）とある通称『別本如光弟子帳』と呼ばれる『末寺鏡』⁽²⁹⁾があつて、中世から近世にかけての広範囲に及ぶ同寺末寺の情況をかなり具体的に把握できる貴重な史料となっている。

実はこのうちの『別本如光弟子帳』に次のような瞠目すべき重要な記事がみられ、本尊号の由緒、来歴、旧蔵寺院等々の問題を明らかにしてくれるのである。すなわち、

伊勢国伊沢^(一箇所)二尊立御影^{上二蓮如様}以下に如光^{蓮如様}蓮如様以御自筆御銘御賛御裏書九字ノ御名号三羽佐々木上宮寺常住物也是^モ角殿女儀^{二候}へ^ハ実如様^へ指上被申候右ノ寺^へ宣如様^{ヨリ}ヲイ子張間本徳寺宣継^(下の字ヨメテ)弟御母^ハ儀顯如上人妹御ヲイヌ殿^{ハ被仰}付候今^ハ真楽寺と申候^{ハ法名宣通}

というもので、これによれば伊勢国伊沢⁽²⁾射和に上宮寺の末寺道場一箇所があつて、そこには蓮如筆の銘、讚、裏書をもつ本願寺蓮如・上宮寺如光の像を上下に描く二尊立御影と九字名号とが安置されていた。これは元来上宮寺の常住物であつたが、如光（一四一七―一六八）没後内方の角⁽³⁾（法名釈尼如順）が、実如にさしあげたものであつた。その後江戸時代に入り、伊沢⁽²⁾射和の道場へは、宣如のほからいで播磨本徳寺徒継宣純の弟従意宣通が入寺したが、今の真楽寺だと記すのである。宣通の在所である本徳寺は、すでに触れた通り三河の本宗寺住職をも永く兼帯してきた共ども本願寺直系の一家衆寺院であつたから、宣通の真楽寺入寺を機に上宮寺を離れ、やがて宝暦六年にこれが本宗寺と改号されるに至つたわけであろう。

さて、問題は『別本如光弟子帳』にみえる二尊立御影と九字名号である。これにつき昭和六十二年（一九八七）青木馨氏によつて、三重・本宗寺より前者の二尊立御影が発見紹介され（口絵五）⁽³⁰⁾、『別本如光弟子帳』の記載が虚言でなかつたことが判明したのである。その事実を決定的ならしめたのは、本宗寺蔵蓮如・如光連坐像の次のような応仁二年（一四六八）の蓮如の裏書と明応八年（一四九九）の実如の裏書にほかならない（口絵六）。

〔蓮如裏書〕

縦五〇・五×横十八・〇七センチ

積蓮如（花押）

応仁二歳 十一月一日

〔実如裏書〕

縦五〇・五×横二〇・三センチ

願主 積寿徳

祐慶門徒吉野郷川頼庄飯貝
伊勢国飯野郡

中万郷射和

明応八年^紀八月十一日

願主 積寿正

この二つの裏書はその筆致よりして、それぞれ前者は蓮如五十四歳、後者は実如四十二歳の自筆とみてよく、したがって表の蓮如・如光蓮坐像も文字通り応仁二年に描かれたものと判断できよう。ただその「応仁二歳十一月一日」の年月日は、如光その人の往生年月日でもあるから、そこに若干のタイムラグを認めるべきかも知れない。如光は蓮如がもつとも信頼していた門弟のひとりであり、聖徳太子を初代に置く上宮寺の寺伝

戦国期真宗寺院の本尊

では、第三十代同寺住職となっている。が、事実は『如光弟子帳』によれば、蓮願―蓮智―順如―如全―如光―如順とあって、第五代目であった。⁽³⁸⁾開基の蓮願は貞和三年（一三四七）の紀年を奥書にもつ京都市光蔭院藏本『親鸞聖人物御門弟等交名』に親鸞―真仏―専信―円善―慶念―慶願―蓮願―と出てくる人物であるから、⁽³⁹⁾元来上宮寺は真仏に発する高田門徒であったことがわかり、如光のときに本願寺門徒へ転じたのである。その間の事情については尊乗坊恵珍（一四六九―一五五四）が口述した『代々上人聞書』（『高田ノ上人代々ノ聞書』とも）の次の記事が明瞭に伝えるところとなっている。⁽⁴⁰⁾

本願寺大谷ニ在シ時 真恵上人ト蓮如上人ト等閑ナシ 真恵御在京ノ時ハ 大谷ヨリ請待ニテ入御マシマス事数月也 此時マテハ本願寺一向不屑ノ躰也 其時 御本尊ノ仏餉ヲハ衆僧ヘ請取テ食之 開山ノ仏餉ヲハ下妻ヘ請取テ食之 二ツトモ下妻納所トシテ取サハキ也 此時本願寺不肖ナレハ 毎日京ヘ出テ、米七升ツ、買取 朝夕ノ食ニト、ノヘ申スト 下妻丹後真恵上人ヘ御物語申上ルト也 又此時 真恵上人ト蓮如ト堅約ヲ定玉テ曰 高田本願寺両家ノ門徒ヲ互ニ不_レ可_レ取ト云々 其後 參河国二和田野寺^{ノテラ}トテ両寺アリ 久シキ高田ノ末寺ナリ 和田寺ニ住持ナキ事久シ、真恵ノ御意ヲ得テ 本願寺ノ庶子ヲ住持セシム 元来本願寺ノユカリナル故ニ 終ニ本願寺ヘ皈入セリ 野寺ヲモ

蓮如取レリ 時二日来ノ堅約破タリトテ 真恵上人ト蓮如ト御義絶ナリ 其後 加賀国ヲモ蓮如コレヲ取ル 又 三河国明眼寺ノ辰巳ニ当テ池ヲ隔テ上宮寺ト云寺アリ 本ハ明眼寺ノ下ナリ 是モ蓮如取リテ山科ヨリカヨヒテ住セラルトナン

さて、かくなる蓮如・如光二尊立御影を蓮如に願ひ出た寿徳については、のちほどあらためて触れることとして、ここではかれが如光の弟子であったらうとみておくにとどめておく。いずれにしても『正信念仏偈』の「如来所以興出世」以下八句の讃、「釈蓮如 釈如光」の銘、そして裏書がすべて蓮如の筆になるこの像は、やがて上宮寺常住物となるが、如光の亡き後をついだ内室如順(角 文明三(一四七二)年没)が、これを九字名号と共に本願寺実如に献上したという前偈『別本如光弟子帳』の記事はすこしも疑う必要がなく、げんにそれが証拠に蓮如・如光連坐像と同内容の実如裏書を有する九字名号がここに出現したのであるから、その事実是否定すべくもない。

ただこのことにつき若干の疑念を覚えるのは、如光が亡くなった応仁二年は蓮如五十四歳、実如十一歳。如順の没年である文明三年は蓮如五十七歳、実如十四歳だった点である。つまり如順が蓮如をさしおいて、実如に二点の重宝を献じたのかという疑問が湧く。もっとも応仁二年三月二十八日付で蓮如はすでに大谷本願寺御影堂留守職の讓状を光養丸⁴⁶⁾実如に出しており、またこの年蓮如の長男順如光助(一四四二―一八三)

が、本願寺住持になったとの記録もあり、順如は没する文明十五年(一四八三)までその職にあった⁴⁸⁾。だから深く拘泥する必要はないのかも知れず、実際二点の同一といってもよい裏書が認められているので、今は『別本如光弟子帳』の記述を素直に受け止めておきたいとおもう。

いずれにしてこの九字名号は、以上みてきたように元来三河上宮寺の常住物であった。上宮寺は指呼の間にある真宗高田門徒の古刹明眼寺⁴⁹⁾妙源寺の下にあったから、九字名号もその様式作風より推し、上宮寺第五代如光の時に同寺が本願寺門徒へ転ずる以前、すなわち上宮寺がまだ高田門徒時代の南北朝期後半ころをその作時期にあてるのが、妥当ではないかとみている。

寿徳・寿正・了春・祐慶

ここで九字名号、蓮如・如光二尊立御影の裏書に出てくる寿徳・寿正・了春・祐慶といった願主や門徒のリーダーにつき、感ずるところを記しておきたい。実はこの四人に関する史料は、皆目といたってもよいほど残っていない。そうした中において唯一寿徳のみが、奈良・本善寺蔵の蓮如第二十五子実孝(一四九五―一五五三)筆の『皆成院実孝書』につきのように登場する⁴⁹⁾。

一此門徒中の事ハもとハ奈良衆飯貝ニハ坊

主も候て仏法かたもしなく、共候ぬ間いかやうの人〇も

仏法の志の人もかなと各存候之処三河の

人に寿徳と申人候つる間此門徒中ニ置申

しつかい被すゝめ□候つる其人往生候て後

又人もなく候間前々住様へたれにてもをき

申度之由候へハ慶順と申候人を御下し候つる

是も三河の人にて佐々木の下にて候つる此

慶順の時佐々木より被申事ニ慶順ハ佐々

木の下にて候間なら衆も佐々木門徒たるへき

よし被申候つる然共それはいはれぬ儀被申候

前々住様より被仰付候て慶順時より直ニ

参候つる慶順往生以後又人候いてせうしに候

よしを前々住様へ又申上候へハ我らを御下候

間めしつかわれ候手塚因幡を御下しあるへき由

(中略)

一前住様之御時此門徒中に被仰出事ハ前

三河のすちめ候間土呂殿へ参候へ与力の事は

我等二前々ニすこしも相かハラす与力し

候へと被仰出候其時各申事ニ三河の事ハ前々

住様之御時事はて落居候よしの子細共

申分候へハ其段子細ハきこしめしわけられ候へし然共

先土呂殿へ参候へと被仰候乍去此門

徒中の申事に既我等を坊主にと申候て

前々住之御時申下候事候間如比被仰出候事

いわれさる御事にて候と存候間此事我等達而

申上候へなら衆も可申上候

(後略)

これは蓮如の創立になる大和国吉野飯貝本善寺へ、蓮如の十二男実孝が入寺することとなる経緯を、実孝の妻室南向妙宗(一五〇三—四三)

宛にしたためた長文の文である。それによると吉野飯貝に門徒衆を率いる坊主が不在になった時、三河国の寿徳という人が入寺したが、ほとん

くして寿徳は往生したため、再び三河国佐々木上宮寺下の慶順が入った。けれどもかれもまた亡くなったので実孝の入寺となるわけだが、かれら

の入寺を差配したのは、いうまでもなく蓮如にほかならなかった。なお、実孝が本善寺に迎えられたのは、明応八年(一四九九)五歳とも、文龜

元年(一五〇一)七歳の時であったとも伝えられている。

さて、右にみた『皆成院実孝書』の三河国の寿徳と応仁二年に蓮如・如光連坐像の願主となった寿徳とが、同一人物であろうことは、三河の

寿徳、三河の如光という共通点により、誰の目にも明らかであろう。とくにこの場合如光の実名が寿覚であったという点も考慮に入れれば、た

とい文明十六年の『如光弟子帳』にその名がみえなくとも、二人が師弟

関係にあったことは十分想定できる。

この事実は蓮如が本願寺門徒団の大和の拠点として開創した飯貝本善寺や下市願行寺よりも前に、当地へは三河国佐々木上宮寺の如光門徒が教勢を伸長させていたことを意味する。だから本善寺は寿徳に続き、同じく三河の慶順なる上宮寺下の坊主が入るわけだが、慶順はおそらく如光亡き後、上宮寺第六代となった如光の内室如順（角）の門侶であろう。

いっぽう実如に献上された蓮如・如光連坐像の再願主であろう伊勢国射和の寿正も、その名より推し寿徳と同じく如光寿覚に連らぬ人物とみとおきたい。これと同様に修復後の方便法身九字尊号の再願主了春も、やはり如光関係者とみられるが、連坐像の年月日が明応八年八月十一日であるのに対し、九字名号が同年五月十八日となっている点より、同じ射和の上宮寺門侶ながら了春の方が先輩で、ことによるとわずか三カ月の間に了春が亡くなり、射和の坊主が寿正に替ったのかも知れない。明応八年の二つの裏書が、共に実如の筆になることはすでにのべたとおりであるが、この裏書には通途のそれとは若干異なる点があることを指摘しておきたい。

その第一は九字名号の実如の署判に「大谷本願寺」が冠せられていない点である。これはしかし脊古真哉氏もつとに指摘しているごとく、蓮如が没した明応八年（一四九九）から三回忌にあたる文亀元年（一五〇一）の間に実如が、方便法身尊像で行った限定的な署判のやり方で、九字名号は正しくその期間内の裏書に適合しているともいえよう。

第二は連坐像において、応仁二年の蓮如裏書も同様であるが、これが蓮如・如光の二尊御影であることを明記する主題名の記載をみない点である。ここでは蓮如に倣って実如も記さなかっただけのことかも知れないが、すこし物足りなさを覚えるのではなからうか。

なお、蓮如・如光連坐像は愛知・上宮寺にもあって（口絵七）、今は別装となっている次の裏書がそのものという（口絵八）。

積蓮如（花押）

応仁二歳子戌十一月一日

参河国波津郡志貴庄之内

如光之真影

佐々木浄マダ弘マダ寺常住物也

願主積尼如順

この裏書より上宮寺蔵の二尊連坐像も、本宗寺蔵本と同じく如光の死没年月日である応仁二年十一月一日に蓮如が、如光の妻如順（角）の願いで、上宮寺へこれを下付した事実が知られるわけだが、蓮如師弟のかかる連坐像の事例は、前にも後にも如光だけであり、しかもそれが同年月日に二つもなされたのであるから、まったく驚くほかなく、蓮如が如光をいかに信頼していたかが、よくわかるうというものである。

ちなみにいう。『別本如光弟子帳』の「伊勢国伊沢射和」項や五幅よりな

る『上宮寺絵伝』第四幅目第二段、第四段の札銘などに、蓮如・如光連坐像のことを「二尊立御影」と呼んでいる。寺伝のこの名称は尊重されるべきであることは勿論ながら、同じ上宮寺に蔵せられている寛延二年（二七四九）の入定聚院玄如（一七二一—四二）・応供院融如（一七二三—四四）連坐像における東本願寺第十八代從如光超（一七二〇—一六〇）の記す裏書主題名が、「双座真影」となっているのを見て、蓮如・如光の「二尊立御影」というのも、ことによると「二尊並御影」の訛伝ではないかとふとおもったことである。「立」では影像の実態と合わない気がするがいかがであろうか。

第三は本宗寺本連坐像の裏書に九字名号でみるような実如の署名と花押がないのと、明応八年の紀年が宛所と願主名との間に認められていることである。署判と年月日は、普通下部のはじめ二行に書かれる場合が圧倒的に多いにもかかわらず、ここではそれが異なっているのは、最初の蓮如裏書とのバランスを配慮してのことであろうか。

第四は九字名号、連坐像の両裏書にやや小さな文字で、「祐慶門徒吉野郷川頼庄飯貝」と後より書き込まれている事実である。この文字の筆者も実如と認めてさしつかえないことは、奈良・本善寺蔵の明応九年（二五〇〇）実如下付になる上宮聖徳太子・黒谷源空法然像の両裏書にみえる「吉野郷川頼庄飯貝」の筆致が、九字名号のそれとまったく同一であるところからも明らかといわなければならない。となればこの一行の挿入の意味は、何であったのかを考えてみる必要がある。飯貝はさき

にも述べたごとく蓮如の十二男実孝が入っている大和国吉野の本善寺のある場所だが、この地へは三河国佐々木上宮寺の教線が早くに入っており、応仁二年の連坐像の願主寿徳も、実孝以前に飯貝を管する三河の人であった。したがってかれは上宮寺如光の弟子であったに違ひなく、ためにかかる像の下授も蓮如より許されたわけだが、間なくして寿徳、さらに寿徳の後継者となった同じ三河出身の慶順も亡くなると、本連坐像はかれらの本坊上宮寺に奉納され、ついでこれが如光の未亡人如順より、上宮寺伝来の旧本尊九字名号と共に本願寺実如へ献上されるに至ること既述の通りである。その後明応八年に実如は、上宮寺の道場であった伊勢国射和の了春に九字名号を修復して与え、同じく射和の寿正に連坐像を授けているのであるが、そこにはこの二人が上宮寺門徒であったと明記していないことに注意しなければならない。

実は上宮寺の射和道場は、やがて実如の息男実円（一四九八—一五五五）が住持をつとめることとなる三河国土呂本宗寺の末寺となる。上宮寺の重要な教線であり、経済圏でもあった三河—伊勢—大和のルートもこの本宗寺が牛耳っていく格好となり、射和—奈良—飯貝門徒の本宗寺への与力化がはかられるにいたるのである。実如の裏書に上宮寺門徒の記載がなく、逆にやや後筆とはいえ大和吉野飯貝の祐慶門徒が記されているというのは、這般の事情を暗に示しているものと受取ることもできよう。ただそのかんじんの祐慶が、上宮寺や本宗寺はたまた本善寺などといかなる関係にある人物なのか、まったくわからないのは残念で、今

後の重要な課題である。⁽⁴⁵⁾

結語

以上、本願寺第九代実如の裏書をもつ延徳三年の方便法身尊形（阿弥陀如来絵像）と奉修復方便法身尊号（九字名号）の二点を紹介した。共に学界未知の新出史料である。しかし前者は、蓮如が延徳元年（一四八九）八月二十八日に隠居し、翌二年十月二十八日にあらため実如に讓状を書いて、実如が正式に本願寺第九代目となつて間なき頃の貴重な方便法身尊形であり、実如裏書の現存方便法身尊像としては、実に十指のうちに入る古さのものである。これを下付されたのは、越中国砺波郡般若野庄西保永森（富山県砺波市）の常念寺第二代とみられる慶善であった。本願寺第十代証如の『天文日記』に越中国坊主永森の誓賢は報恩寺下と出てくるので、室町時代において常念寺は、越中における横曾根報恩寺の有力末寺であったことがわかり、本尊形の裏書にも最初同寺門徒と記されていた痕跡らしきものも認めうる。このように本尊形は、室町時代戦国期における真宗、本願寺、実如、報恩寺、越中国、常念寺にかかわる重要な史料のひとつとして、その価値は決して低くないとおもうので、今後注目されるようになればさいわいである。

後者の九字尊号も前者に勝るとも劣らない大変興味深い真宗新史料で、その尊号の書体や上下讚銘文の内容より判断して、これは親鸞やその第

一の高弟真仏が直接かかわった三重・専修寺藏の絹本着色十字名号や愛知・妙源寺藏の同じく絹本着色光明本尊中幅の九字名号と系統を同じくする、元来は高田門徒の本尊であったとみられるきわめて珍重すべき法宝物である。讚銘文の書風やその下絵の様式、また目のつんだ料絹などから、この九字名号のなされた時期が、南北朝時代にまでさかのぼる可能性がある点でも、大いに注目する必要がある。本名号の由緒来歴については、さいわいにも愛知・上宮寺藏の『別本如光弟子帳』、同寺藏と三重・本宗寺藏の二つの蓮如・如光連坐像裏書、そして当名号の裏書といった諸史料を突き合わせることで、大体以下のようなこともが明らかとなる。

すなわち九字名号と本宗寺藏の連坐像は、もともと上宮寺の常住（什とも）物であった。名号は該寺が明眼寺＝妙源寺下にあった高田門徒時代の本尊とみられる。いっぽう二つの連坐像は、上宮寺第五代如光が蓮如に深く帰依し、多数の門徒末寺を率いて本願寺門徒へ転じ、蓮如の大きな信任をえた証ともいふべき影像で、共に如光没年月日の応仁二年十一月一日付で、上宮寺本は如光室の如順へ、本宗寺本は如光の弟子の寿徳へそれぞれ蓮如から下付されたものであった。その後如順は没する文明三年以前に、ここに紹介した九字名号と共に今は本宗寺藏となっている蓮如・如光連坐像の二点を実如に献上した。蓮如が亡くなった明応八年に如順の献上した九字名号と連坐像を実如は、伊勢国射和の了春と寿正にそれぞれ再下付するが、その際名号は本願寺流の本尊に修復してい

る。射和（伊沢、井沢とも）には早くより上宮寺の末道場があり、如光関係の上掲法宝物の裏書に登場する寿徳、了春、寿正たちも如光の弟子であろう。しかし射和へはやがて実如息の実円が住職をつとめる三河国土呂の本宗寺が勢力を伸長させ、遠く大和にまで教勢圏を広めていた上宮寺門徒を席捲して、射和に末寺をおくようになり、大和奈良のみならず吉野飯貝の本善寺まで、本宗寺与力寺院にしようとしたほどであった。この射和の本宗寺末寺がのちの真樂寺であり、現在の本宗寺にほかならない。

九字名号がいつ射和から流出し、その後これがどこで安置されていたのかは不明ながら、中世から近世における上宮寺を中軸とした本願寺、本宗寺、本善寺、そして蓮如、実如、如光などの動向を垣間みせてくれるこの九字名号の存在意義は、はなはだ大きいものがあるといえよう。本宗寺所蔵の蓮如・如光連坐像（二尊立御影）と共に一体的な重要新出真宗史料であるこの九字名号（奉修復方便法身尊号）が、末永く大切に保存管理され、適切な施設で一般公開も可能になることを念じて擱筆する。

本稿を草するにあたっては、当研究所の研究叢書なくしてはありえなかった。執筆各氏には深甚の謝意と敬意を表すものである。また金龍静、青木馨、安藤弥の三氏からは、種々恊篤なる教示をたまわったことも感謝する次第である。

註

(1) 実如研究の最新の成果については、当研究所の左の研究叢書全四巻を参照されたい。いずれも法蔵館発行。

『実如判五帖御文の研究—影印篇—研究叢書二、一九九九年三月。

『実如判五帖御文の研究—研究篇上—研究叢書三、二〇〇〇年三月。

『実如判五帖御文の研究—研究篇下—研究叢書四、二〇〇〇年三月。

(2) 『実如判五帖御文の研究—資料篇—研究叢書五、二〇〇三年三月。

脊古真哉氏は註(1)『資料篇』三六八頁の論考において、方便法身尊像（尊形とも）阿弥陀如来絵像本尊）だけに限定しても、実如裏書のそれは一〇〇〇点以上存在するであろうと推定している。これに各種影像、絵伝、御文などの裏書、奥書を加え、こうした点数を推測してみた。

(3) 前者の方便法身尊形は二〇一〇年十月巷間に現われ、翌年四月静岡・墨仁堂で修理を終えていて、今は保存良好である。後者の奉修復方便法身尊号の出現は、二〇一三年七月で、これも同じく墨仁堂にて額装から大巻軸装に復元修理を受け翌年完成。現在は両者とも愛知県安城市本證寺の林松院文庫蔵となっている。

(4) 真宗の方便法身尊像については、左の論者ももっとも詳しい。

脊古真哉「実如裏書の方便法身尊像」（註(1)『資料篇』所収）。

同朋大学佛教文化研究所編『蓮如方便法身尊像の研究』研究叢書七

(5) 二〇〇三年三月、法蔵館。

東西本願寺では現在も本尊や名号の寸法は、左のように定められている。これは蓮如以来のものというが、東西で若干の差異がある。西本願寺の方は、本願寺史編纂所編『本願寺史』第一巻、一九六一年三月、浄土真宗本願寺宗務所、四六三頁に示される安永年間（一七七二—一八一）編『年中行事』にもとずき、東本願寺の方は、岡崎教区出版委員会編『岡崎教区真宗ダイアリー』、真宗大谷派岡崎教務所、二〇一三年八月による。寸法の大小は唐紙の裁断によって区別され、代数は御礼金の額を示すところより、いわれるようになったと伝えられている。

東西本願寺代数切各寸法表

代数	本願寺	唐紙切	タテ尺寸分	cm	ヨコ尺寸分	cm
一〇〇	東	一六切	〇七四	二二・四	〇三三	一〇・〇
一五〇	西	八ッ切	〇七三	二二・二	〇三六	一〇・九
二〇〇	東	六ッ切	一一四	三二・七	〇四八	一四・六
三〇〇	西	四ッ切	一四四	四三・六	〇五八	一七・六
四〇〇	東		一八五	五六・一	〇八〇	二四・三
五〇〇	西	小品	二二〇	六六・七	一〇五	三一・八
八〇〇	東	中品	二九〇	八七・九	一二〇	三六・四
一貫	西	大品	三四〇	一〇三・〇	一四五	四三・九

- (6) 『第八祖御物語空善聞書』(一)『真宗史料集成』二一四一九頁。
 『蓮如上人御一期記』(四八) 同右五一五頁。
 (7) 註(1)・(2)・(4)の脊古真哉氏論に詳しい。
 (8) 註(4)に同じ。
 (9) 吉田一彦・小島恵昭「奉修復方便法身尊像について」(註(4)の研究叢書七所収 三一五〜六頁)。
 (10) 『加越能寺社由来』上巻所収。
 (11) 『真宗史料集成』第三卷一向一揆一 四五六頁。
 (12) 『天文日記』天文十年(一五四一)八月十九日条に三河野寺本證寺と美濃鳴戸報土寺との本末争いを本願寺第十代証如が裁断した記事などは、その早い例である。註(11)の二八八頁。
 (13) 『富山県の地名』日本歴史地名大系十六 平凡社 六七五頁。

- (14) 『古裂會 第60回入札オークション』二〇一一年五月 七一頁。
 (15) 井上哲雄『真宗本派学僧逸伝』一九七四年九月 永田文昌堂 二三八頁。
 (16) 今井雅晴『親鸞と東国門徒』一九九九年三月 吉川弘文館所収「横曾根門徒の研究」二〇九頁。
 (17) 金龍静氏の教示によるところが多く深謝したい。
 (18) 『親鸞聖人真蹟集成』第九卷 法藏館。『真宗重宝聚英』第一巻 同朋舎出版にこれらの親鸞真蹟名号は、すべて収載されている。
 (19) 名号の大小はそれが安置されていた道場の大小に比例するものとみてよいであろう。
 (20) 平松令三「(光明本尊) 総説」『真宗重宝聚英』第二巻・光明本尊所収。のち「光明本尊の研究」と解題のうえ『真宗史論攷』(同朋舎出版、一九八八年四月)に収録。
 (21) 津田徹英「光明本尊考」『美術研究』三七八 二〇〇三年三月)。
 この九字名号の上下讚銘文が、親鸞自筆の京都・東本願寺蔵国宝『教行信証』、同じく自筆重文の石川・専光寺蔵建長七年(一二五五)本と三重・専修寺蔵正嘉二年(一二五八)年本『尊号真像銘文』のどこに引用され、注釈が加えられているのかを、具体的に『親鸞聖人真蹟集成』第一・二・四巻の頁数で示しておけば次のようになる。なお建長本『尊号真像銘文』は、正嘉本と共に室町時代まで専修寺に伝蔵されていたが、真智(一五〇四〜八五)によって持出され福井・法雲寺蔵となるも、近年ゆえあって寺外へ流出した。
 上段「設我得仏」一一二四、一一六二、四一三、四一三三。
 「其仏本願力」一一二七、一一三三、四一二、四一四二。「必得超絶去」一一三九、四二五、四一四五。下段「世尊我一心」二一四三八、四一三五、四一七一。「我依修多羅」一一五五、一一六二。「觀彼世界相」二一四三八。「觀仏本願力」一一五五、一一三三、二一四四五、四一四五、四一七一。
 (22) 現存する親鸞自筆名号七点のうち五点にまで「愚禿親鸞敬信尊号」の署名をみる。註(18)参照のこと。
 (23) 覚如のものは京都・西本願寺、蓮如のものは滋賀・本福寺、福井・

本覚寺をはじめ多数。実如のものは福井・平乗寺、兵庫・永応寺などに蔵される。

『真宗重宝聚英』第一巻―名号本尊―、一九八八年六月、同朋舎出版。同朋大学佛教文化研究所編『蓮如名号の研究』研究叢書一、一九九六年四月、法蔵館。

(24) 註(9)に同じ。

(25) 上下色紙型の左右寸法が合っていないかったり、天地光明の本紙部分と色紙型とが接する部分に、上部は若干の隙間がみられるのに対し下部にはそれをみず、かつ色紙型が本体部分の修復補彩の関係もあろうが、古く感ぜられるなどの点より、転用の可能性も疑っているものの、この辺りは絹地全体の精緻な調査の必要性が痛感されるところである。

(26) 註(23)の両書図版鑑察にもとずく。

(27) 『大谷一流諸家分脈系譜略』全五巻は、親鸞五百回忌を期して、宝暦十二年(一七六二)に撰津国平野(大阪市平野区平野上町)の慧光寺第十代真昭(一七三二―一八三)が撰し、天明五年(一七八五)に伊勢国射和の本宗寺第九代超弘真詮(一七二五―?)がそれを増補した本願寺大谷家に連なる、諸国の主としての東派寺院の系譜を網羅した大変な労作で、今となっては非常に便利貴重な真宗史料である。昭和十五年(一九四〇)にこれの翻刻が『新編真宗大系』第十九巻史伝部下で試みられているが、きわめて不完全なものであるため、ここでは愛知・本證寺林松院文庫蔵の江戸時代末期写本を用いた。

(28) 大谷大学編『大谷嫡流実記』一九七二年八月 真宗大谷派出版部 九〇頁。

(29) 『真宗史料集成』第七巻―伝記・系図― 六五四頁。

織田顕信『本宗寺考』(一)、『真宗教学研究』三、一九七九年十一月。のち『真宗教団史の基礎的研究』(二〇〇八年九月 法蔵館)に所収。

青木馨「三河本宗寺について―土呂坊・鷲塚坊をめぐる―」(『同朋大学佛教文化研究所紀要』九、一九八七年九月)。

井川芳治「飯貝本善寺所蔵の無得光本尊について」(『本願寺史料研究所報』六、一九九三年四月)。

安藤弥「天正年間三河本願寺教団の再興過程―平地御坊体制をめぐる―」(『安城市史研究』六、二〇〇五年二月)。

(30) 同「三河と播磨をつなぐ南伊勢の真宗」(『真宗研究』五八、二〇〇四年一月)。

これら三本の上宮寺末寺帳は、一九八八年八月三十一日の同寺火災で焼損したが、辛うじて焼失を免れている。三本は『新編一宮市史』資料篇六(一九七〇年三月)に翻刻されており、『如光弟子帳』と『別本如光弟子帳』は、^{如光杖五百回御遠忌記念図録}『よみがえる上宮寺の法宝物』(二〇〇四年三月、太子山上宮寺)に焼損後の部分写真と本文の活字化をみる事ができる。

(31) 前註図録七二頁参照。

青木氏は註(29)の論文発表以前にも次の紹介文をものしているので、あわせて参看されたい。

青木馨「新出の「蓮如・如光連坐像」について」(『同朋大学佛教文化研究所報』二、一九八七年三月)。

(32) 註(30)図録六八頁参照。

(33) 光菴院本およびそれと系統を同じくする十四世紀後半南北朝時代古写の滋賀・光照寺蔵本『交名』では、慶願までで連願の名を出さなければいけません、室町時代写本の茨城・光明寺蔵本には、慶願に続いて連願の名をみるので、このような系譜が想定可能となる。

(34) 『真宗史料集成』第四巻―専修寺・諸派― 八七―九頁。

(35) 千葉乗隆・堅田修編『蓮如上人御文』一九八二年一〇月 同朋舎出版 一六九頁。

(36) 京都国立博物館編『蓮如と本願寺―その歴史と美術―』一九九八年三月 毎日新聞社、七六頁。

なお本状をめぐることは、その筆蹟や署判に疑義する向きもあるが、同年の愛知・応仁寺、同・本證寺、また年時は不明ながら石川・本誓寺などに所蔵される蓮如中年の年月日記載や署判に通ずるところがあり、一概に否定すべきではないとおもっている。

- (37) 註(4) 研究叢書七の五二頁 一〇二頁参照。
『真宗史料集成』第二卷「蓮如とその教団」所収『蓮如上人仰条々』(二八七条) 四九八頁『蓮如上人御一期記』(四八条) 五一五頁。
前者は『大系真宗史料』—文書記録編7 蓮如法語—七二頁、後者は同九四頁にも収録されている。
- (38) 吉田一彦「本願寺住持としての順如—再評価の試み—」註(4) 研究叢書七に所収。
- (39) 宮崎圓遵「蓮如の吉野の旅」(『二葉憲香博士還曆記念仏教史学論集』一九七七年一月 永田文昌堂)。のち『仏教文化史の研究』宮崎圓遵著作集第五巻所収。一九八九年六月 思文閣出版。
- (40) 『皆成院実孝書』は右著作集第五巻一—四頁以下に全文掲載されているが、ここでは必要部分をそれより引用した。
大原実代子「本善寺与力に関する一考察」(『浄土真宗総合研究』一、二〇〇六年三月) 一四六頁に明応八年説が記されており、文亀元年説は左書に述べられている。
本願寺史料研究所編『図録蓮如上人余芳』一九九八年三月 本願寺出版社 三九頁。
- (41) 註(4) の脊古論文 三七一頁。
- (42) 註(30) の図録四二・五七・七二頁。江戸時代初期の作かといわれていた上宮寺絵伝五幅は、昭和六十三年の同寺火災で惜しくも焼失したが、その作年代は江戸時代中期まで下るものであったかも知れない。
- (43) 同右九六頁。
- (44) 註(29)・(32)・(40) の諸論を参照のこと。
- (45) 三重・本宗寺蔵本蓮如・如光連坐像裏書の寿徳、奈良・本善寺蔵『皆成院実孝書』に登場する寿徳・慶順が、それぞれ三河佐々木上宮寺の関係者で、寿徳は同寺第五代如光寿覚の門弟、慶順は如光内室の同寺第六代如順尼(角)門侶の可能性が高いという視点に立って、この祐慶も眺めるならば、如光と如順尼との間に生まれた同寺第七代如慶尼(舜・大永六(一五二六)年没カ)の門下でなかったと考えられなくもなからうが、もとより臆測でしかない。
なお、この上宮寺の如光—如順—如慶には、本願寺蓮如より以下のような数々の安置物が授与されており、もって本願寺と上宮寺との密接な関係を想察すべきであらう。

三河佐々木上宮寺宛蓮如授与物一覧表

番号	授与物(通称) 員数	下付年・(西紀)・月・日	蓮如年齢	願主・宛名	備考	『よみがえる上宮寺の法宝物』掲載頁(4以外)
10	冊 教行信証仮名書(延書本)二十冊	延徳元年(一四八九)十月二十八日	七十五歳	如慶	本書は現在碧南市・蓮成寺蔵で、奥書の蓮如識語は9とほぼ同時期であるため筆体も非常によく似ている。	三八
9	一幅 黒谷源空聖人御影(法然絵像)	延徳元年(一四八九)十月十日	七十五歳	如慶	3・6と同じく宛名所が普通で「浄弘寺」となっている。	四〇・五九
8	伝 大谷本願寺親鸞聖人伝絵(御絵)	文明十八年(一四八六)十一月二十日	七十二歳	如慶	蓮如の裏書をもつ絵伝として貴重な存在であったが1・3・6・9と共に一九八八年八月三十一日の火事で焼失。	五〇～五三・四二
7	佐々木郷上宮寺開白之事 門徒次第乃事(如光弟子帳)一冊	文明十六年(一四八四)十一月一日	七十歳	如慶	如光十七回忌に作成された本願寺門徒の大坊主寺院末寺帳として現在最古唯一の重要資料。	六八・七一
6	大谷本願寺親鸞聖人御影(親鸞絵像)一幅	文明十四年(一四八二)十二月二十二日	六十八歳	如慶	裏書に「願主釈尼妙光」とあるが、「如慶」の蓮如の誤記であろう。「上宮寺」が3・9と同じく「浄弘寺」と記されている。	四〇・五九
5	文(浄光・真慶・良全上洛時渡し状)一通	文明十二年(一四八〇)六月十八日	六十六歳	如慶	この文の蓮如自筆本は現存しないが、本願寺九代実如証判本が上宮寺に伝えられている。	七二
4	文(如順角宛悔み状)一通	応仁二年(一四六八)十一月	五十四歳	如順	本状は現在岡崎市・専福寺蔵となっている。年月日宛名の記載はないけれども、内容より見て如光内室角宛とわかる。	六六(『特別展 三河一向一揆』) 図録掲載頁
3	如光之真影(蓮如・如光連坐像)一幅	応仁二年(一四六八)十一月一日	五十四歳	如順	裏書は文字通り如光単身像のもので、連坐像のそれではないとの見方もある。「上宮寺」を6・9と同様「浄弘寺」と記す。	六六・五九
2	持名鈔 二帖二冊	応仁二年(一四六八)十一月一日以前	五十四歳以前	如光	書写年は不明ながらその筆致より蓮如とわかり、表紙袖書に本文と同筆で「釈如光」とある。	三四
1	方便法身尊号(十字名号)一幅	寛正二年(一四六一)九月二日	四十七歳	如光	表裏とも蓮如の真筆であるが、筆致に年代差のあることが指摘されている。	三〇・五九
尊				願主・宛名	備考	